

奈良県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定により、令和七年七月二十日執行予定の参議院（選挙区選出）議員選挙における選挙人名簿の登録基準日及び登録日を次のとおり定める。

令和七年六月二十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 福 井 英 之

登録基準日 令和七年七月二日

ただし、令和七年七月二十日現在で年齢満十八年に達する者を含む。

登録日 令和七年七月二日